

那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

特別職職員の退職手当の基礎となる在職期間の計算に関する規定の字句を整理するため、この案を提出する。

## 那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(在職期間の計算) 第5条 在職期間の計算は、市長等に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間の月数が48月を超えるときは、48月とする。</p>	<p>(在職期間の計算) 第5条 在職期間の計算は、市長等に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間の月数が48月(教育長にあっては、36月。<u>以下この条において同じ。</u>)を超えるときは、48月とする。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。